

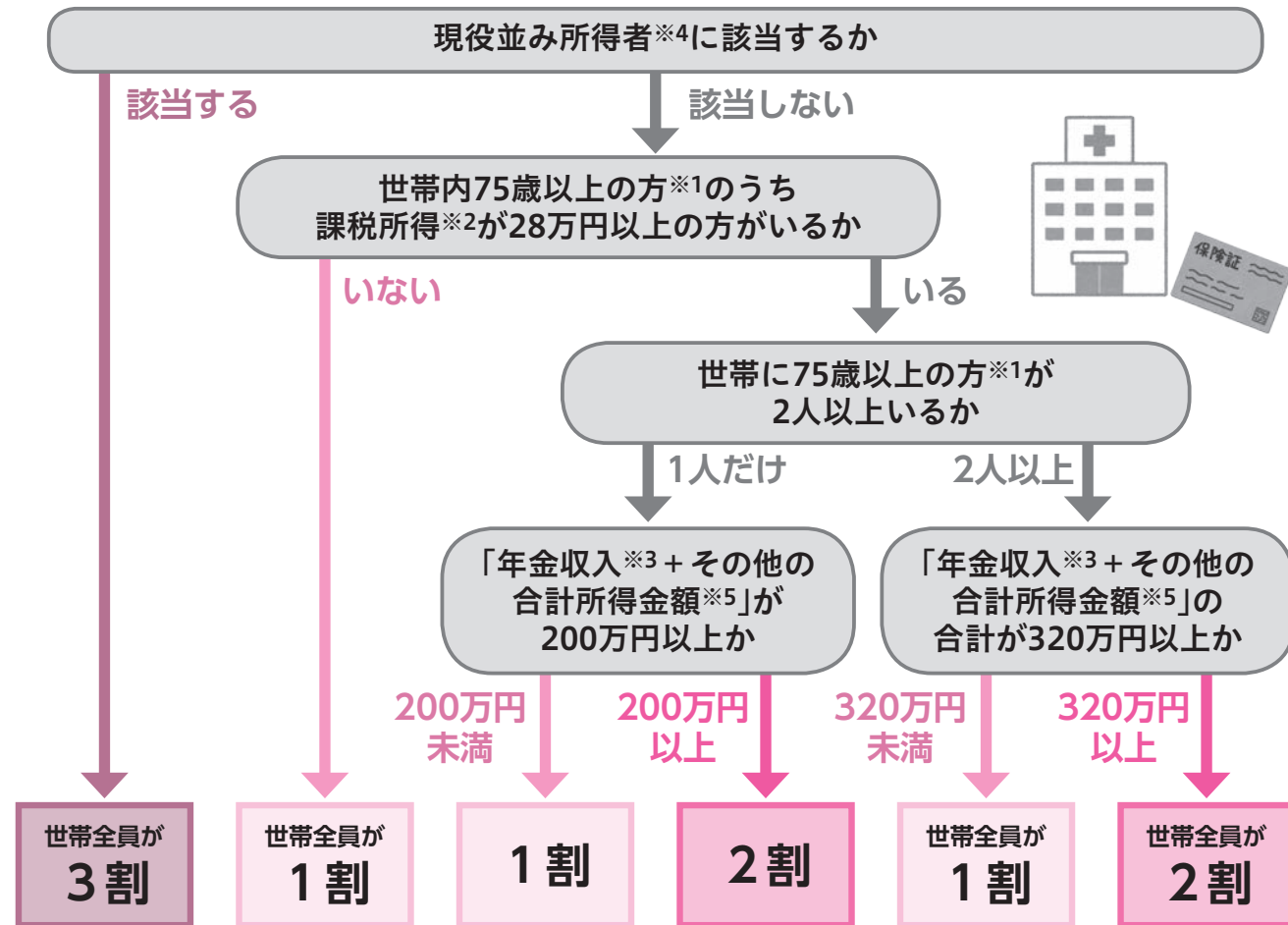
お知らせ

【後期高齢者医療制度】一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

◆**窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します**

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。(2021年中の所得をもとに、2022年8月中旬頃から判定が可能となるため、9月中に新しい被保険者証を送付します)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

◆**窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります**

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】 例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

| | |
|---------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき ① | 5,000円 |
| 窓口負担割合2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③(②-①) | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限 ④ | 3,000円 |
| 払い戻し等(③-④) | 2,000円 |

配慮措置
1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

※2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には**2022年9月中**に茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

茨城県後期高齢者医療広域連合(029-309-1213)または常陸大宮市医療保険課(52-1111)までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、**厚生労働省コールセンター(0120-002-719)**にお問い合わせください。

高齢者を対象とした無料の歯科健診を実施します

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健診を実施します。

- 実施期間
令和4年9月1日(木)～令和4年12月31日(土)
※ただし、歯科医療機関の休診日は除く。
- 対象者
茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた方。
①昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方
②昭和16年4月1日～昭和17年3月31日生まれの方
③昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生まれの方
※対象となる方には、8月下旬頃に案内を送付します。(施設等入所者を除く)
- 健診内容
問診、口腔内の状態の検査や、口腔機能の評価など
※健診の受診料は無料ですが、健診に引き続き治療を行う場合には別途料金がかかります。
- 受診場所
案内に同封されている「実施歯科医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関。
- 受診方法
「実施歯科医療機関一覧」の中から希望の歯科医院へ予約し、あらかじめ受診票の問診項目を記入のうえ、受診日当日は「被保険者証」「受診券」「受診票」「歯ブラシ」をお持ちになって受診してください。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029-309-1212